

## (6) 生涯学習関係の実態把握の推進の必要性について

現在、社会教育調査では、民間事業者が実施する学習支援事業（カルチャーセンターが実施する講座等。体育・レクリエーション関係事業を除く。）の把握が行われていないが、生涯学習活動の全体像の把握等の観点から、当該事業の把握を検討する余地がある。

### 【審査結果】

#### 1 生涯学習と社会教育の関係

「生涯学習」については、教育基本法（平成 18 年法律第 120 号）第 3 条（生涯学習の理念）の規定において、「国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その 生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場合において学習すること（以下略）」として、その理念（考え方）が示されているところである（注1）。

この生涯学習を振興することは、平成 2 年に「生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律」（平成 2 年法律第 71 号）の制定等により、文部科学省の重要施策の一つに位置付けられ、これまで同省により生涯学習に係る機会の整備が推進されてきた。

社会教育施設が提供する社会教育サービス（講座等）は、国民が、上記の理念に基づき生涯学習活動を行うに当たり、利用が想定される中心的なものである。

#### 2 社会教育調査における生涯学習関係の実態把握の状況

生涯学習と社会教育に関する前述 1 のような関係に鑑みれば、社会教育調査は、社会教育行政に必要な基礎的事項の把握のみならず、生涯学習関係の実態把握の役割も担うことが適当であると考えられる。

このため、平成 14 年度調査、17 年度調査及び 20 年度調査に係る統計審議会及び統計委員会答申における「今後の課題」では、毎回、生涯学習関係の実態把握等を目的として、社会教育・生涯学習活動の全体像をとらえる統計の在り方の検討等の必要性が指摘されてきた（注2）。

これらの統計審議会及び統計委員会答申での指摘を踏まえ、文部科学省は、平成 17 年度調査以降において、生涯学習関係の実態把握のため、下記のとおり、所要の変更を行ってきている。

##### ○平成 17 年度調査

社会教育・生涯学習に係る基礎資料の整備を図るため、地方公共団体の首長部局を対象として、同部局が行う生涯学習関連事業の実施状況を把握していた「生涯学習関連事業等調査」（届出統計調査）を社会教育調査（社会教育行政調査票）に統合

##### ○平成 20 年度調査

生涯学習を支援する社会教育の全体像を把握するという行政課題への対応等のため、以下の変更を実施

- ① 博物館類似施設、民間体育施設及び文化会館を対象として、これらの施設の施設、職員、事業実施等を調査していた「生涯学習・社会教育施設等調査」（承認統計調査）を社会教育調査に統合
- ② 都道府県及び市区町村が設置する「生涯学習センター」を社会教育調査の調査対象に追加し、その調査に必要な生涯学習センター調査票を新設
- ③ 地方公共団体の首長部局等が所管する「図書館同種施設」、「青少年教育施設」及び「女性教育施設」を社会教育調査の調査対象に追加（従来、当該施設については、教育委員会所管施設のみが調査対象であった。）

### 3 生涯学習関係の実態把握の推進の必要性

社会教育調査においては、前述2のとおり、平成17年度調査以降、生涯学習関係の実態把握のため、所要の変更を行ってきたところであるが、民間事業者が実施する学習支援事業については、体育・レクリエーションや舞台芸術関係事業について平成20年度調査から把握しているのみで、教養系関係事業に関する把握は行われていない。

この民間事業者が実施する教養系関係事業、いわゆるカルチャーセンターが実施する講座等については、平成14年以前は、「生涯学習・社会教育施設等調査」（承認統計調査）中のカルチャーセンター調査票による調査で実態把握が行われていたが、平成12年の統計審議会における議論において、「特定サービス産業実態調査」（経済産業省所管の基幹統計調査）<sup>(注3)</sup>と調査客体が重複するとして、同実態調査に必要な調査事項を追加することにより、同実態調査で把握することとされた。しかしながら、同実態調査において教養系関係事業の実態を把握するために用いられる「教養・技能教授業調査票」の調査内容は、講座数や講座全体の利用者数程度となっており、社会教育調査の公民館調査票で把握される内容に比べ著しく情報量の少ないものとなっている。

民間事業者が実施する教養系関係事業を調査することは、国民の生涯学習活動の全体像の把握に資するだけでなく、社会教育施設が提供する社会教育サービス（講座等）の内容の見直しに当たり、民間との役割分担の観点から有用なものと考えられる。

#### （論点）

- ① 国が、民間事業者が実施する教養系関係事業を把握する必要性をどのように考えるべきか。把握した結果は、今後の生涯学習や社会教育関係の施策の検討や展開に有用な情報となる可能性があるか。
- ② 国が把握する必要がある場合、社会教育調査で把握すべきか。それとも他の統計調査等で把握することが適当か。
- ③ 社会教育調査で把握することが適当な場合、どのような調査事項を設定すべきか。

（注1）「生涯学習」に関する考え方については、教育基本法のほか、以下のとおり、中央教育審議会答申等においても示されている。

- ① 「人々が自己の充実・啓発や生活の向上のために、自発的意思に基づいて行うことを基本とし、必要に応じて自己に適した手段・方法を自ら選んで、生涯を通じて行う学習」（「生涯学習について（答申）」（昭和56年6月11日中央教育審議会）
- ② 「人々が生涯に行うあらゆる学習、すなわち、学校教育、社会教育、文化活動、スポー

ツ活動、レクリエーション活動、ボランティア活動、企業内教育、趣味など様々な場や機会において行う学習」(平成18年度版文部科学白書)

(注2) 統計審議会及び統計委員会答申における生涯学習関係の実態把握に関する指摘(平成14年調査以降)は以下のとおり。

○ 「諮問第284号の答申 平成14年に実施される社会教育調査等の計画について」(平成14年6月14日統計審議会)(抜粋)

2 今後の課題

(4) その他

社会教育・生涯学習活動については、社会教育施設における事業や活動に限らず、例えば大学における公開講座の開催等、学校や民間事業者・団体等においても多種多様な取組が行われているが、その全体像を明らかにするための統計の整備は十分とは言えない。(中略) これらのことから、社会教育・生涯学習活動の全体像をとらえる統計の在り方について、現在の統計体系の見直しを含め、検討する必要がある。

○ 「諮問第301号の答申 平成17年に実施される社会教育調査等の計画について」(平成17年7月8日統計審議会)(抜粋)

2 今後の課題

(略)したがって、文部科学省は、社会教育調査及び生涯学習・社会教育施設等調査並びに同省の関連統計調査について、社会教育・生涯学習の全体像を把握し、行政の課題に的確に対応した基礎資料を整備する観点から、次回調査までに、調査の在り方及び調査体系を見直すことが必要である。(以下略)

○ 「諮問第6号の答申 平成20年に実施される社会教育調査の計画について」(平成20年4月14日統計委員会)(抜粋)

2 今後の課題

(1) 今回の調査計画において、社会教育施設以外の生涯学習を支援する施設を本調査の調査対象として拡大したこと等は、本調査の位置付けを生涯学習支援における社会教育の全体像を把握するものとする観点から、大きな一歩を踏み出したものとして評価できる。

しかし、生涯学習という広い視座の中で、社会教育に関する統計の整備のために、社会教育の分野における関係主体ごとの収入・費用構造や、施設の利用者側の状況を把握することも必要であることから、生涯学習を支援する社会教育に関する統計調査の在り方を見直し、関連する統計調査間での役割分担も整理した上で、本調査についても所要の改善を行う必要がある。

(注3) 「特定サービス産業実態調査」は、各種サービス産業のうち、行政、経済両面において統計ニーズの高い特定サービス産業の活動状況及び事業経営の現状を調査し、サービス産業の企画・経営及び行政施策の立案に必要な基礎データを得ることを目的として、全国の約5万5,000事業所又は企業を対象に標本調査により実施する基幹統計調査である。